

装官總第19580号  
令和5年11月16日

長官官房総務官  
長官官房人事官  
長官官房会計官  
長官官房監察監査・評価官  
長官官房各装備開発官  
長官官房艦船設計官  
各 部 長  
施設等機関の長

殿

長官官房審議官  
(公印省略)

#### 防衛装備庁における意見公募手続等の運用について（通知）

標記について、防衛装備庁における行政手続法第6章に定める意見公募手続等は、別紙のとおり対応することとしたので、管下の職員に周知されたい。

なお、防衛装備庁における行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について（装官總第3677号。27.12.8）は廃止する。

- 添付書類： 1 別紙  
2 総管第139号（18.3.20）  
3 総管管第29号（27.3.26）  
4 防官企第14021号（令和5年6月30日）

## 行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用に当たっての留意事項について

行政手続法（平成5年法律第88号）第6章に定める意見公募手続等の運用に当たっては、「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」（総管第139号。18.3.20。以下「運用指針」という。）、「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用の改善について」（総管管第29号。27.3.26。以下「改善指針」という。）及び「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」（防官企第14021号。令和5年6月30日）のほか、次の事項にも留意することとする。

### 1 命令等該当性、適用除外事項該当性及び義務解除事由該当性の判断

- (1) 定めようとするものが行政手続法第2条第8号に規定する命令等に該当するか否かの判断は、それを定めようとする課等が行うものとする。
- (2) 定めようとする命令等が行政手続法第3条第2項及び第3項並びに第4条第4項の適用除外事項に該当するか否か並びに定めようとする命令等が行政手続法第39条第4項の意見公募手続の義務付けの解除事由に該当するか否かの判断は、当該命令等を定めようとする課等が行うものとする。

### 2 公示に当たっての手続

- (1) 命令等を定めようとする課等が防衛装備庁の内部部局の課等の場合は、意見公募手続又は結果の公示を実施するに当たっては、当該課等がその旨の文書の起案を、案、関連資料等の公示しようとするものを添えて文書管理システム（防衛装備庁行政文書管理規則（平成27年防衛装備庁訓令第5号）第2条第4号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）を用いて行うものとする。ただし、紙決裁によることとされている場合の起案は、その例による。
- (2) 命令等を定めようとする課等が防衛装備庁に置かれる施設等機関の課等の場合は、当該課等と防衛装備庁の内部部局担当部署とが相談の上、当該防衛装備庁の内部部局担当部署がその旨の文書の起案を、案、関連資料等の公示しようとするものを添えて文書管理システムを用いて行うものとする。ただし、紙決裁によることとされている場合の起案は、その例による。
- (3) 第1号及び前号の起案文書は、長官官房総務官に合議するものとする。
- (4) 第1号及び第2号の起案文書の決裁者は、当該起案を行った課等が所属する部等の長とする。

- (5) 意見公募要領において、やむを得ない理由により 30 日を下回る意見提出期間を定める場合は、その理由を当該意見公募要領に明示するものとする。
- (6) 意見公募要領には、提出意見に付記される氏名、連絡先等の特定の個人を識別可能とする情報については、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡又は確認に用いる旨明示するものとする。

### 3 公 示

- (1) 前項第 1 号又は第 2 号の文書の起案を行った課等は、当該文書の決裁を終えた後、公示することとなるものを長官官房総務官、大臣官房企画評価課及び整備計画局サイバー整備課に提出するものとする。
- (2) 整備計画局サイバー整備課は、(1)の提出を受けた場合、当該提出を受けたものを「電子政府の総合窓口」のウェブサイト ([www.e-gov.go.jp](http://www.e-gov.go.jp)) に掲載して公示するものとする。

### 4 周知

前項第 1 号の公示することとなるものを提出した課等は、デジタル・ディバイドにも配慮し、新聞・雑誌・広報誌への掲載、報道発表等インターネット以外の方法による周知・情報提供に努めるものとする。

### 5 命令等の制定に当たっての提出意見の考慮等

- (1) 意見公募手続（委員会等の意見公募手続に準じた手続を含む。）を経て命令等を定める際の起案に当たっては、原則として公示することとなる提出意見を考慮した結果及びその理由を添付することとし、当該起案を行う課等が防衛装備庁の内部部局の課等の場合は、決裁を終える前に、定めようとする命令等について、長官官房総務官の確認を受けるものとする。
- (2) 前号の起案を行う課等が防衛装備庁に置かれる施設等機関の課等の場合は、当該課等と防衛装備庁の内部部局担当部署とが相談の上、結果の公示が命令等の公布又は制定と同日又はそれ以前となるよう措置するものとする。
- (3) 結果の公示がやむを得ない理由により命令等の公布又は制定よりも遅れる場合は、第 1 号の起案を行う課等が防衛装備庁の内部部局の課等の場合は当該課等が、防衛装備庁に置かれる施設等機関の課等の場合は当該課等と防衛装備庁の内部部局担当部署とが相談の上、当該防衛装備庁の内部部局担当部署が、その理由及び公示日の目途を明らかにするものとする。
- (4) 提出意見が多数（100 件以上）に上る案件について、改善指針第 2 項第 2 号の大蔵、副大臣又は大臣政務官の確認を得る必要があるか否か及び確認を得るべき政務の範囲の判断並びにその確認を得る手続は、第 1 号の起案を行う課等が防衛

装備庁の内部部局の課等の場合は当該課等が、防衛装備庁に置かれる施設等機関の課等の場合は当該課等と防衛装備庁の内部部局担当部署とが相談の上、当該防衛装備庁の内部部局担当部署が行うものとする。

- (5) 第1号の起案を行った課等は、決裁を終えた後、命令等を定めた旨を当該命令等を定めた文書を添えて長官官房総務官及び大臣官房企画評価課に連絡するものとする。

## 6 照会等対応窓口

防衛省及び防衛装備庁並びにこれらに置かれる機関における照会等対応窓口（運用指針にある照会等対応窓口をいう。）は、大臣官房企画評価課とする。

総管第139号  
平成18年3月20日

各府省等官房長等 殿

総務省行政管理局長

### 行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について

第162回国会において成立し、平成17年6月29日に公布された「行政手続法の一部を改正する法律」（平成17年法律第73号）は、今般、「行政手続法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成18年政令第17号）により、平成18年4月1日から施行されることになりました。

本法は、命令等を定める際に、案を公示し、広く一般から意見を公募する手続等を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的として制定されたものです。

このような趣旨及び目的を踏まえ、本法によって改正される行政手続法の施行に当たっては、下記にご留意ください。また、内部部局、地方支分部局など責管下の命令等制定機関に対する周知もお願ひいたします。

#### 記

※ 以下、特に断りがない場合、条文は「行政手続法の一部を改正する法律」による改正後の「行政手続法」のものである。

#### 【1. 総論】

##### ＜命令等該当性の判断等＞

- (1) 改正後の行政手続法上の手続等については、第2条第8号の命令等に当たるか否かも含め、命令等制定機関が行政手続法及び個別法の趣旨に基づいて判断し責任を負う。
- (2) 第2条第8号イ(法律に基づく命令又は規則)が制定主体や制定形式に着目しているのに対し、同号ロ、ハ及びニの審査基準、処分基準、行政指導指針（以下、「審査基準等」という。）は、制定形式に着目したものではない。したがって、閣

議決定、閣議了解、告示、通達、訓令、通知等のいずれの形式をとっているかを問わない。

- (3) また、第5条第1項、第12条第1項及び第36条の適用の有無を問わず、当該行政庁が自ら審査基準等として用いるものでなくとも、審査基準等となる内容のものを定める場合は審査基準等に当たる（第2条第8号口）。
- (4) 定めようとするもの（改廃を含む）に命令等に該当する部分としない部分がある場合に、それを1つのまとまりとして制定することに意味がある等の理由で、命令等に該当しない部分を含めて意見公募手続に付すことは妨げない。なお、この場合、どの部分が命令等に当たるかについて示すことが分かりやすさの点から望まれる。
- (5) 意見公募手続等についての適用除外規定として、第3条第2項は命令等の内容・性質上妥当と考えられるものについて、第4条第4項は行政機関の組織や人事、内部における会計事務処理等に関する命令等について、これらを定める行為をそれぞれ第6章の適用除外とするものである。また、第39条第4項各号は、個別の命令等について、上の適用除外規定にあたらないが、緊急に定める必要があるなどの具体的な事情がある場合に、意見公募手続の義務付けを解除する趣旨であり、意見公募手続を実施しなかった理由や命令等の趣旨を公示する義務については適用除外とされない。なお、第3条第3項は地方公共団体の機関が命令等を定める行為を一律に第46条に基づく措置に委ねるものである。
- (6) 定めようとする命令等が第3条第2項及び第3項並びに第4条第4項の適用除外事項に該当するか、また、第39条第4項の意見公募手続の義務付けの解除事由に該当するかは、案全体について包括的に判断せず、例えば条項など命令等の個別の規定ごとに検討し判断する必要がある。なお、適用除外又は義務解除となる条項についても、命令等制定機関の任意により、本法の規定に沿った手続に付すことは妨げない。

## 【2. 実施主体】

### <共同命令の場合>

- (1) 共同命令の場合には、複数の行政機関が命令等制定機関になる。
- (2) ただし、複数の命令等制定機関が協力した上で、1つの命令等制定機関が代表して義務を履行することも可能であり、例えば電子政府の総合窓口（以下、「e-Gov」という。）への案件掲載については、複数の命令等制定機関がそれぞれ行わず、1つの命令等制定機関が、複数の所管部局を明示した上で掲載を行うこともできる。その場合、提出された意見を考慮する義務は当該意見公募手続を共同実施する命令等制定機関で連携して果たすこととなる。

### <委員会等が実施する「意見公募手続に準じた手続」（第40条第2項）>

- (3) 委員会等が実施した「意見公募手続に準じた手續」については、意見公募手続の基本的な要素として以下が満たされていることが必要である。
  - ① 意見公募手続について求められるものと同等の「案」及び「関連資料」を公

表する。

- ② 原則として 30 日以上の意見提出期間を定めて広く一般の意見を求める。
- ③ 公表の手段として、意見公募手続の公示の方法と同様に、原則として e-Gov を用いる。
- (4) なお、結果の公示は、当該命令等を定める命令等制定機関が、命令等の公布と同時期に（命令等を定めないこととした場合速やかに）行う（第 43 条）。別途、委員会等が「結果の公示」を行うことについては任意であるが、委員会等による「結果の公示」のみでは行政手続法が定める義務を果たしたことにならない。

### 【3. 公示の方法】

#### <公示・周知>

- (1) 平成 18 年総務省告示第 87 号により、第 45 条第 1 項の「公示」には e-Gov を用いる。
- (2) 意見公募手続の実施に際しては、例えば各府省等のホームページから e-Gov へのリンクを張るなど、e-Gov による公示以外の方法による周知・情報提供のほか、デジタル・ディバイドにも配慮し、インターネット以外の方法による周知・情報提供にも努めるべきである。例としては、窓口における資料配布、新聞・雑誌（専門誌等を含む）・広報誌への掲載、報道発表等が想定される。
- (3) 意見公募案件についての周知・情報提供の際には、意見公募の事実のみでなく、どのような案件について意見を募集する趣旨か、案・関係資料がどこで入手可能であるかについて伝えるよう努める。

#### <「電子政府の総合窓口」(e-Gov)への掲載>

- (4) 「意見公募案件」及び「結果公示案件」について、e-Gov への掲載時に画面に表示される項目は、【様式 1】及び【様式 2】にある項目とする。

【様式 1】

e-Gov掲載時の表示項目【意見公募案件】

[意見公募案件 一覧画面]

案の公示日	案件番号	意見募集中 案件名	意見・情報 受付締切日	所管府省・部 局名等 (問合せ先)	行政手続法に 基づく手続で あるか否か
平成〇年〇月〇日					

[意見公募案件 詳細画面]

案件番号		
意見募集中案件名		
定めようとする命令等の題名		
根拠法令条項		(注 1)
行政手続法に基づく手続であるか否か		
案の公示日		
意見・情報受付開始日		
意見・情報受付締切日		
意見提出期間が 30 日未満の場合その理由		
関連ファイル	意見公募要領（提出先を含む）、命令等の案、	(注 2)
	関連資料、その他	(注 2)
資料入手方法		
所管府省・部局名等（問合せ先）		
備考		(注 3)

※ 項目名の書き振りについては変更がありうる。

(注 1) 書ききれない場合には意見公募要領に書くことも可

(注 2) できる限りファイル名で内容が明らかになるよう工夫する

(注 3) 正誤表等

【様式 2】

e-Gov掲載時の表示項目【結果公示案件】

[結果公示案件 一覧画面]

結果の公示日	案件番号	結果公示案件名	意見公募時の案の公示日	意見・情報受付締切日	所管府省・部局名等(問合せ先)
平成〇年〇月〇日					

[結果公示案件 詳細画面]

案件番号	(注 1)	
結果公示案件名		
定められた命令等の題名（法令番号を含む）		
根拠法令条項	(注 2)	
行政手続法に基づく手続であるか否か		
命令等の公布日・決定日		
結果の公示日		
意見公募時の案の公示日		
意見・情報受付締切日		
(1) 意見公募手続を実施したが命令等を定めないこととした場合にはその旨 (2) 行政手続法第39条第4項各号のいずれかに該当するため意見公募手続を実施せず命令等を定めた場合にはその旨及びその理由	(注 3)	
関連ファイル	結果概要、提出意見、意見の考慮結果・理由等	(注 4)
	その他	(注 4)
意見募集時の画面へのリンク		
資料入手方法		
所管府省・部局名等(問合せ先)		
備考	(注 5)	

※ 項目名の書き振りについては変更がありうる。

(注 1) 意見公募時の案件番号と共通にする

(注 2) 書ききれない場合には結果概要に書くことも可

(注 3) (1)別の案で改めて意見公募手続を実施しようとする場合を含む

(2)命令等の趣旨が当該命令等自体から明らかでない場合は、趣旨を結果概要に記載

(注 4) できる限りファイル名で内容が明らかになるよう工夫する

(注 5) 正誤表、第40条2項に該当し自ら意見公募手続を行わなかった場合はその旨等

#### <電子ファイルの掲載>

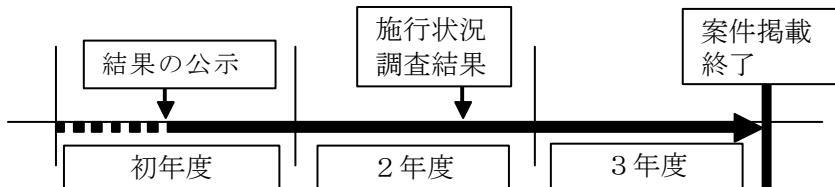
- (5) 意見公募及び結果公示に用いる電子ファイル（「案」、「関連資料」等）について  
は、原則として e-Gov ウェブサーバ（ドメイン名 www.e-gov.go.jp）に置く。
- (6) やむを得ない理由により電子ファイルを e-Gov に置く事ができない場合でも、  
案件は e-Gov に登録・掲載し、同案件の e-Gov 上の画面から各府省ホームページ等  
の該当ファイルにリンクを張るなど、e-Gov から公示情報を知ることができるよ  
う必要な措置をとる。
- (7) やむを得ない理由とは、電子ファイルの掲載について何らかの技術的制約や権  
利上の問題があるなど、e-Gov への掲載をする場合に重大な支障を生ずる場合な  
どに限られる。
- (8) 電子ファイルの e-Gov への掲載後に、誤字・脱字等を修正する必要が生じ、ファ  
イルの差し替えを行う場合には、最初に掲載したファイルとの異同について明示  
することが必要であり、ファイルを差し替えた旨・差し替え前のファイルからの  
変更部分等を、正誤表等を用いて備考欄に示すこととする。

#### <掲載の方法>

- (9) e-Gov に掲載する場合の詳細な手順は、「各府省登録管理機能操作手引書」によ  
る。
- (10) 地方支分部局などの霞が関WANに接続していない命令等制定機関が公示を行  
う場合には、本省が取りまとめて掲載する。

#### <e-Gov への掲載期間等>

- (11) 意見公募案件及び実施結果公示案件については、手続終了後も一定の期間は  
e-Gov に掲載しておく。
- (12) e-Gov への掲載期間は、当該案件の結果の公示が含まれる、法の施行状況の調  
査結果が発表された翌年度末までを当面の目処とする。



- (13) 掲載期間中は、案件画面から e-Gov 外のサイトに張られているリンクの先のフ  
ァイルが閲覧できない状態（リンク切れ）等にならないよう留意する。

### 【4. 意見公募手続】

#### <手続の開始>

- (1) 意見公募手続は「案」及び「関連資料」を e-Gov において公示することにより  
開始される。仮に e-Gov に掲載する前に報道発表を行うなどしても、公募手続の

開始期間は e-Gov に掲載された日であり、その日から 30 日以上の期間を確保する必要がある。

#### ＜案について＞

(2) 「案」は、形式を問わないが、以下に留意したものである必要がある。

① 「命令等の題名」

定めようとする命令等が特定できるような具体的かつ明確な題名とする。(いわゆる仮称、仮題等を用いる場合はその旨を明示する。)

② 「命令等を定める根拠となる法令の条項」

原則として、以下の条項を明示する。

ア 命令の場合：当該命令に委任している法令の条項又は当該命令の根拠となる法令の条項

イ 審査基準の場合：第 5 条第 1 項及び当該基準に係る処分の根拠となる法令の条項

ウ 処分基準の場合：第 12 条第 1 項及び当該基準に係る処分の根拠となる法令の条項

エ 行政指導指針の場合：第 36 条及び当該指針に基づき行う行政指導の根拠となる法令の条項(ある場合)

③ 「具体的かつ明確な内容」

「案」は、広く一般の意見を求めるために公示するものであり、提出された意見を踏まえて修正され得ることを当然の前提とするものであるが、一方で、第 39 条第 2 項にいう「具体的かつ明確な内容のもの」であることを踏まえ、命令等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に命令等において定めようと考えている事項が、「具体的かつ明確」に記載されている必要がある。

これは、何をどのように定めることとしているかが網羅的に明示されている必要があり、定めようとする事項の一部の例示では足りない。政省令の場合であれば、例えば、条文そのものや新旧対照表、要綱、又は概要等を示すことが想定されるが、定めようとする内容が例えば部分的にしか分からないような概括的なものであってはならない。

十分な検討を経て練られておらず、「具体的かつ明確な内容」の案ではないものが提示された場合、本法による手続を実施したことにはならない。

#### ＜「関連資料」について＞

(3) 「関連資料」は国民が命令等の「案」の内容を理解する上で必要な情報を提供するものである。形式は問わないが、参考のため、例を示すと以下のとおりである。

- ・ 命令等を定めようとする趣旨・目的・背景・経緯に関する資料
- ・ 命令等の案の要約（概略をつかめるもの）、案の内容を説明する資料
- ・ 「案」に關係する制度の概要、関連法令の参照条文、政府方針など。
- ・ 新旧対照条文（案として掲載している場合を除く。）

- ・ 当該命令等が定められることによって生じると思われる影響の程度や範囲が示された資料や代替案との比較結果（いわゆるRIA（規制影響分析）の結果）
- ・ 立案に際して実施した調査の結果や審議会答申等
- ・ 併せて改正される他の制度等の概要

(4) 前述のとおり、原則としてファイルをe-Govウェブサーバ（ドメイン名www.e-gov.go.jp）に置くこととし、やむを得ない理由によりファイルをe-Govに置く事ができない場合は、同案件のe-Gov上の画面から各府省HP等の該当ファイルにリンクを張るなど、e-Govから公示情報を知ることができるよう必要な措置をとる。

#### ＜意見公募要領＞

(5) 意見公募時には、案・関連資料と併せて意見公募要領を公示する。

(6) 意見公募要領には以下の事項を原則として記載する。

- ① 意見公募の趣旨・目的・背景
- ② 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法
- ③ 意見公募期間（意見募集開始日及び終了日）及び意見提出先・提出方法

#### ＜公示を行う時期＞

(7) 「案」及び「関連資料」の公示の時期は、個々の案件ごとに命令等制定機関が適切に判断することになるが、「案」が「具体的かつ明確な内容」になった段階で行われる。

(8) 立案に当たっての政府内協議などの手続と、意見公募手続の実施の時期については、その前後関係は制度上規定されてはおらず、個々の案件に応じて判断されるものである。

#### ＜意見提出期間について＞

(9) 期間の算定に当たっては、意見を提出することができる期間として30日以上を確保する。

(10) 意見提出期間の「30日以上」に休日を含むことは妨げないが、長期間に渡る休日期間（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始等）を含んで意見提出期間を設定した場合、例えば法人が意見を提出しようとするときに、案件によっては実質的な意見提出期間が十分ではないと考えられる場合もあるので、必要に応じ、相応と判断される期間の延長を検討するべきである。

#### ＜30日以上の提出期間を定めることができない「やむを得ない理由がある場合」（40条1項）＞

(11) 命令等制定機関は、命令等の立案に当たって、適用除外に該当しない限り、行政手続法上の手續を念頭に置いて命令等策定のスケジュールを組む必要があり、30日以上の提出期間を定めることができないやむを得ない理由がある場合は、公示の際にその理由を明らかにする。ただし、例えば、単に「早急に定める必要

があるため」等としたのでは理由を示したことならず、早急に定める必要性について具体的に示す必要がある。

- (12) 30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由がある場合とは、例えば、30日以上の意見提出期間を設定しなければならないとすると、あらかじめ定められた施行日までの施行が困難になると認められるような場合などが該当する。
- (13) 命令等を諮詢する審議会等の開催日や、担当者の人事異動が迫っているなど、担当部署の内部事務的な都合は理由として認められない。
- (14) 30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときであっても、できるだけ長期間の意見提出期間を定めることとする。

#### 【5. 意見提出方法】

- (1) 意見提出方法は、電子メールによる提出を標準とし、デジタル・ディバイド等にも配慮して、インターネットを用いない方法として、郵送・ファクシミリ等による方法を併せて確保する。
- (2) 意見提出を実質的に制約するような条件を付してはならない。  
(例：提出意見について極端に少ない上限文字数または極端に多い下限文字数を設けたり、意見公募対象と関連のない理由で、一般に普及していない特定のソフトウェアを利用した様式等の利用を求めるここと、不必要的個人情報の記載を強制し、また、これを公表すること。)
- (3) 円滑な事務処理等の必要性から、特定の意見提出様式の利用等を要請することは妨げないが、意見公募手続は要式行為ではないので、その様式を利用していないもの、意見提出者についての情報や連絡先等を記載していないものでも、提出意見として取り扱う必要がある。ただし、その記載がないために提出意見の趣旨が確認できない場合には、命令等制定機関は、記載されている提出意見の内容の範囲内で扱わざるをえない。
- (4) 意見公募手続により氏名、連絡先等の個人情報を取得し、組織的に利用・保有する場合には、当該行政機関には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「保護法」）第2章に規定する個人情報の保有の制限等（同法第3条）、利用目的の明示（同法第4条）、利用及び提供の制限（同法第8条）等が課せられることに注意する。

#### （参考） 意見公募手続等において個人情報を取得する際の考え方

- ① 保護法第3条は、行政機関は、個人情報の保有に当たり利用目的をできる限り特定しなければならず、必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとし、同法第4条は、行政機関が、本人から直接書面等に記録された個人情報を取得するときは、取得状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき等を除き、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならないとする。
- ② 意見公募手続等において命令等制定機関が取得する個人情報とは、提出意見、これに附記された氏名・連絡先等の特定の個人を識別可能とする情報からなる一まと

まりのものである。

③ 提出意見は、命令等を定めるに当たり考慮するほか、行政手続法第43条に基づき公示される。取得の状況からみて利用目的が明らかな個人情報を取得する場合には利用目的の明示は不要であるが、取得の状況から利用目的が明らかでない場合は、あらかじめ意見公募要領等で当該個人情報の利用目的を明示することが必要である。氏名、住所等を、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認に用いることは、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」（保護法第4条第4号）に該当するとも考えられるが、その場合でも、同条の趣旨にかんがみ、意見公募手続時に意見公募要領等により、取得する個人情報の利用目的を明示するべきである。

(5) 意見提出に使用する言語は原則として日本語とする。ただし、個々の案件に応じ、外国法人等が利害関係者と認められる場合には、速やかに日本語訳の提出がなされる条件の下で、他言語による意見提出を認めることが検討されるべきである。

#### ＜意見の到達について＞

(6) 電子情報処理組織を使用して行う場合

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の規定を類推適用し、行政機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に行政機関に到達したものとみなす。

行政機関の電子計算機のトラブル等により意見提出が困難となった場合には、期間延長の措置を講ずるなどにより、30日以上の意見提出期間を確保するよう努める。

(7) 他の方法の場合

意見の提出方法として郵送を認めた場合、締切日を過ぎて届いたものについても、例えば、まだ他の意見の考慮中である、締切日の消印が押されているなどの個々の事情に応じ、提出者に有利に判断することを妨げない。

#### 【6. 提出意見の考慮】

(1) 意見公募で提出された意見を命令等制定機関が考慮すべきことは当然であるが、第42条では提出された意見を十分に考慮することを法律上の義務として定めており、命令等制定機関は、意見提出期間後に命令等の制定についての最終的な意思決定を行う必要がある。

(2) 意見提出期間終了後の命令等を定める時期については、提出意見を十分に考慮するにあたり必要な期間を確保した後となる。意見提出期間終了直後に命令等の制定を行うなどにより提出意見を十分に考慮していることにつき一般からの無用の疑惑が生じないよう、留意する。

#### 【7. 結果の公示】

- (1) 結果の公示に関し、第43条第1項及び第5項の「当該命令等の公布と同時期」とは、公布と同時（同日）か、提出意見の多寡やその内容等の個別の事情にかんがみ、合理性の認められる範囲内でその前後である。国民の誤解を生じさせないよう、結果の公示は速やか（公示する事項を作成・整理し終えるまでの作業期間として合理的な説明のできる期間後）に行わなければならない。
- (2) 意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした場合にも、第43条第4項に規定する結果の公示の手続を、命令等を定めないことが確定し次第速やかに結果の公示を行わなければならない。

## 【8. 結果の公示の内容】

- (1) 意見公募手続を実施して命令等を定めた場合（第43条第1項関係）

- ① 行政手続法の規定上、以下の事項は必ず公示する。
- ア 定めた命令等の題名
  - イ 命令等の案の公示の日
  - ウ 提出意見（なかった場合にはその旨）
  - エ 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由
- ② 「定めた命令等の題名」、「命令等の案の公示の日」は、国民が、当該結果公示がどの命令等についてのものかを容易に判別し、内容を把握することができるようなものとする。

（記載例）

ア 政令・府省令・告示は、題名、政令・府省令・告示番号及び公示（公布）の日

例：〇〇法施行令（平成17年政令第〇号）平成17年〇月〇日

イ ア以外の通知等の場合には、題名、文書番号及び発出年月日

例：〇〇法第〇条に基づく許可の審査基準について（平成17年〇〇第〇号）  
平成17年〇月〇日

- ③ 「提出意見」は、内容を整理せず、そのまま公示することのほか、第43条第2項に基づき整理・要約したものを公示することができる。この場合、提出意見そのものを公にしている場所及びその閲覧方法等をあわせて公表する。

また、第43条第3項に基づき、「第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるとき」には公示する提出意見からその全部又は一部を除くことができる。

- ④ 公にする方法としては、例えば、行政機関の窓口における備付けのほか、求めに応じて提示することが挙げられる。
- ⑤ 提出意見の閲覧は本制度に基づき可能なものであり、閲覧者に対しては情報公開法や行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の手続によることなく閲覧させる必要がある。
- ⑥ 「提出意見を考慮した結果」としては、意見公募手続で公示した案と定めた命令等との差異、提出意見を反映させたか否か（具体的にどのように反映させ

たかを含む)を、「その理由」としては、提出意見をなぜ反映させたか・させなかったかを、国民に理解できるように具体的に示すものである必要がある。

⑦ なお、③と④の公示に当たっては、対照表を利用するなど、国民に分かりやすい方法で示すよう努めるべきである。

(2) 意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした場合(第43条第4項関係)

① 行政手続法の規定上、以下の事項は必ず公示する。

ア 意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした旨(別の案で改めて意見公募手続を実施しようとする場合には、その旨)

イ 定めようとしていた命令等の題名(命令等の案を公示した際に明らかにした題名)

ウ 当該命令等の案を公示した日

② また、命令等を定めないこととした旨のみではなく、命令等を定めないこととした理由(別の案で改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その理由)についても可能な限り説明する。

(3) 第39条第4項各号に該当することにより意見公募手続を実施せずに命令等を定めた場合

① 行政手続法の規定上、以下の事項は必ず公示する。

ア 命令等の題名

イ 第39条第4項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合で、当該命令等の趣旨が当該命令等自体から明らかでない場合は、命令等の趣旨

ウ 意見公募手続を実施しなかった旨

エ 意見公募手續を実施しなかった理由

② 意見公募手續を実施せずに命令等を定めた場合の第43条第5項に基づく公示についても、意見公募手續を実施した場合の結果の公示同様、「命令等の公布と同時期」に行われなければならない。

③ 「当該命令等の趣旨が当該命令等自体から明らかでない場合」とは、例えば、審査基準を内容とし、当該審査基準を定めた趣旨などが示されていない場合があげられる。命令等の趣旨を示すに当たっては、国民に分かりやすいよう、例えば命令等の根拠条文、目的・背景、命令等の内容の要約、関連制度の概要等を示すよう努める。

④ 意見公募手續を実施しなかった理由については、第39条第4項各号のどれに該当するのかを明らかにするのみでは足らず、各号に該当するとの判断に至った理由も説明する必要がある。

## 【9. その他】

### <施行期日等>

(1) 行政手続法の一部を改正する法律の施行日は、行政手続法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第17号)により、平成18年4月1日とする。

(2) 同法の附則第2条第2項は、命令等の立案から策定までの事務が施行日をまた

ぐ場合を想定しているものであるが、このような命令等についても、可能な限り同条第1項の経過措置により、行政手続法に基づく意見公募手続を行うものとする。

- (3) 改正法附則第2条第2項の経過措置に基づき意見公募手続を実施しないもののうち、従来、意見提出手続を経て策定するものとして「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」(平成11年3月23日閣議決定)の対象であったものについては、なお従前の例により、同閣議決定に基づく意見提出手続を行う。

＜照会等対応窓口の活用＞

- (4) 個々の意見公募手続等の判断・実施主体は各命令等制定機関となることを踏まえ、各府省等において、例えば、意見公募手続の適用除外の理由、意見提出期間の特例適用の理由等の明示について責任が果たされ、意見公募手続等が適切に運用されるよう、各部局の連携をとることとし、意見公募手続に関する照会や苦情相談等を受け付ける統一的な窓口を明確にして、これをホームページ等により公表するよう努める。

＜施行状況調査＞

- (5) 総務省は、行政手続法の適正な運用に資するために、施行状況調査を行う。

＜文書管理＞

- (6) 意見公募・結果公示案件関連の文書の取扱いについては、通常の紙や電子媒体の行政文書と同様に各府省等が定める文書保存規則等による。

＜その他＞

- (7) 特殊法人等が審査基準等を定める場合についても本手続に準じた手続を経ることが望ましいため、審査基準等の作成の根拠となる法令を所管する行政機関において適切に指導されたい。

総管管第29号  
平成27年3月26日

各府省等官房長等 殿

総務省行政管理局長

### 行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用の改善について

行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第6章に定める意見公募手続等（以下単に「意見公募手続」という。）の実施については、「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」（平成18年3月20日付け各府省等官房長等宛て総務省行政管理局長通知）等に基づき運用いただいているところです。

しかしながら、依然として、結果の公示が命令等の公布よりも著しく遅れる事例や、意見提出期間の終了直後に命令等を制定しようとする事例があることが、報道や国会審議において指摘されるとともに、当局の施行状況調査結果や自民党行政改革推進本部の調査結果においても一部にそのような運用実態が認められるところです。このような状況は、提出された意見を十分に考慮していない、意見公募手続を軽視している等の疑念を招きかねず、意見公募手続の制度趣旨に照らせば、命令等の制定過程における公正の確保と透明性の向上をより一層図っていくことが必要と考えられます。

今後の意見公募手続の実施に当たっては、より適正な運用を確保する観点から、下記により運用していただくようお願いします。また、内部部局、地方支分部局など貴管下の命令等制定機関に対する周知もお願いいたします。

#### 記

##### 1. 結果の公示

- (1) 結果の公示は、原則として、命令等の公布（公布をしないものにあっては、公にする行為。以下同じ。）と同日又はそれ以前に行うこととする。
- (2) やむを得ない理由により、結果の公示が命令等の公布よりも遅れる場合には、命令等の公布の際に、その理由及び公示日の目途を明らかにすることとする。  
やむを得ない理由がある場合としては、例えば、施行日が法定されている命令等や、災害対応を始め早急に公布する必要がある命令等であって、施行通知など施行のための準備が多忙である一方で、予想を超える大量の意見が提出されたため当該意見の整

理・要約に時間を要すること等から結果の公示が遅れるような場合が考えられるが、こうした場合でも、結果の公示ができる限り早く行うよう努める。

なお、単に提出意見が多数であり検討に時間を要することは、やむを得ない理由には該当せず、その場合には結果の公示に合わせて命令等を公布すればよいことに留意する。

(3) 公益上緊急に命令等を定める必要のある場合を始め法第39条第4項各号に該当することにより意見公募手続を実施せずに命令等を定めた場合における命令等の題名及び趣旨等の公示（法第43条第5項）についても、上記(1)及び(2)と同様の対応をとることとする。

## 2. 提出意見の考慮

### (1) 意見提出期間終了後の命令等を定める時期

ア 命令等制定機関は、原則として、意見提出期間の終了から命令等の公布までに、少なくとも次の期間を確保することとする。

- ・ 提出意見が10件以下の場合 2日
- ・ 提出意見が11件以上50件以下の場合 4日
- ・ 提出意見が51件以上100件以下の場合 8日
- ・ 提出意見が101件以上の場合 14日

イ ただし、例えば、同内容の意見が多数であり考慮すべき実質的な事項数が少ない場合や、提出意見の大半が意見提出期間の開始直後に提出された場合等において、提出意見を十分に考慮した上で、アに掲げる期間よりも短期間で命令等を公布するときは、結果の公示の際に、その理由を明らかにすることとする。

なお、命令等の施行すべき日が差し迫っている一方で、予想を超える大量の意見が提出されること等により、結果的にアに掲げる期間よりも短期間で命令等を公布せざるを得ない場合があり得るが、こうした場合も、提出意見を十分に考慮するための期間を確保したことについて合理的に説明できる必要があることに留意する。

ウ なお、アに掲げる期間は、あくまで意見提出期間の終了から命令等の公布までの最小限の期間であり、各命令等制定機関は、提出意見の内容等の個別の事情に応じて、提出意見を十分に考慮するために必要な期間を確保する必要がある。

(2) 多数の意見が提出された案件については国民の関心が高いものと考えられ、提出意見が十分に考慮されたかどうかの確認をより慎重に行うこととする。少なくとも提出意見が多数（100件以上）に上る案件については、命令等の制定に当たり、提出意見を考慮した結果について、大臣、副大臣又は大臣政務官の確認を得ることとする。

ただし、決裁権者が事務レベルであるものについては、決裁権者の確認を得るとともに、提出意見の内容の重要性等に応じ、大臣、副大臣又は大臣政務官の確認を得る

こととする。

### 3. その他の事項

#### (1) 結果の公示の方法の見直し

次のとおり、e-Gov（電子政府の総合窓口）における結果の公示を充実することとする。

① 次のとおり、e-Govのシステム上の対応を行う。

ア 一覧画面の表示項目に、命令等の公布日・提出意見数を追加する。

イ 案件ごとの詳細画面の表示項目に、提出意見数・提出意見の反映の有無を追加する。

② 結果の公示が命令等の公布より遅れた場合や、上記2(1)アに掲げる期間よりも短い期間で命令等を公布した場合には、その理由を案件ごとの詳細画面の備考欄に記載する。

③ 提出意見に対する考え方（提出意見を考慮した結果及びその理由）を明らかにする資料において、命令等に反映された意見が容易に判別できるよう表示する。

また、当該資料について、提出意見を十分に考慮したことにつき疑念を招くことのないよう、丁寧に記載するよう努める。

#### (2) チェック体制の整備

意見公募手続に係る一連の手続が遺漏なく行われるよう、命令等制定機関において、例えば、決裁過程の中で立案担当課室以外の課室がチェックする等の方法により、内部チェック体制の構築に努める。

### 4. 適用等

#### (1) 適用

本通知は、平成27年4月1日以降に意見公募手続を開始する案件から適用する。ただし、3(1)①については、e-Govのシステム上の対応が可能となった時点で実施することとし、具体的な期日・対応要領については、別途連絡する。

なお、平成27年3月31日以前に意見公募手続を開始した案件についても、可能な限り、1から3までに沿った対応をとることが望ましい。

#### (2) フォローアップ

総務省（行政管理局）は、意見公募手続の適正な運用に資するため、施行状況調査の実施等により、運用状況をフォローアップする。

防官企14021号  
令和5年6月30日

各 局 長  
施設等機関の長  
各 幕 僚 長  
情 報 本 部 長  
防 衛 監 察 監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

大臣官房長  
(公印省略)

#### 行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について（通知）

標記について、当省における行政手続法第6章に定める意見公募手続等は、別添2及び別添3のほか、関連文書により運用してきたところであるが、防衛省組織令の一部を改正する政令（令和5年政令第228号）の施行に伴い、令和5年7月1日以降の運用については、別紙のとおり対応することとしたので、管下の職員に周知されたい。

なお、関連文書については令和5年7月1日をもって廃止する。

関連文書：防官企第15113号（27.10.1）

添付書類：1 別紙

2 総管第139号（平成18年3月20日）

3 総管管第29号（平成27年3月26日）

## 行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用に当たっての留意事項について

行政手続法（平成5年法律第88号）第6章に定める意見公募手続等の運用に当たっては、「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用について」（総管第139号。平成18年3月20日。以下「運用指針」という。）及び「行政手続法第6章に定める意見公募手続等の運用の改善について」（総管管第29号。平成27年3月26日。以下「改善指針」という。）のほか、次の事項にも留意することとする。

### 1 命令等該当性、適用除外事項該当性及び義務解除事由該当性の判断

- (1) 定めようとするものが行政手続法第2条第8号に規定する命令等に該当するか否かの判断は、それを定めようとする課等が行うものとする。
- (2) 定めようとする命令等が行政手続法第3条第2項及び第3項並びに第4条第4項の適用除外事項に該当するか否か並びに定めようとする命令等が行政手続法第39条第4項の意見公募手続の義務付けの解除事由に該当するか否かの判断は、当該命令等を定めようとする課等が行うものとする。

### 2 公示に当たっての手続

- (1) 命令等を定めようとする課等が防衛省本省の内部部局の課等の場合は、意見公募手続又は結果の公示を実施するに当たっては、当該課等がその旨の文書の起案を、案、関連資料等の公示しようとするものを添えて一元的な文書管理システムを用いて行うものとする。ただし、紙決裁によることとされている場合の起案は、その例による。
- (2) 命令等を定めようとする課等が防衛省本省の内部部局以外の防衛省に置かれる機関（防衛装備庁及びこれに置かれる機関を除く。）の課等の場合は、当該課等と防衛省本省の内部部局担当部署とが相談の上、当該防衛省本省の内部部局担当部署がその旨の文書の起案を、案、関連資料等の公示しようとするものを添えて一元的な文書管理システムを用いて行うものとする。ただし、紙決裁によることとされている場合の起案は、その例による。
- (3) (1)及び(2)の起案文書は、大臣官房企画評価課に合議するものとする。
- (4) (1)及び(2)の起案文書の決裁者は、当該起案を行った課等が所属する官房各局の長とする。
- (5) 意見公募要領において、やむを得ない理由により30日を下回る意見提出期間を定める場合は、その理由を当該意見公募要領に明示するものとする。

(6) 意見公募要領には、提出意見に付記される氏名、連絡先等の特定の個人を識別可能とする情報については、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡又は確認に用いる旨明示するものとする。

### 3 公 示

- (1) 2(1)又は(2)の文書の起案を行った課等は、当該文書の決裁を終えた後、公示することとなるものを大臣官房企画評価課及び整備計画局サイバー整備課に提出するものとする。
- (2) 整備計画局サイバー整備課は、(1)の提出を受けた場合、当該提出を受けたものを「電子政府の総合窓口」のウェブサイト（[www.e-gov.go.jp](http://www.e-gov.go.jp)）に掲載して公示するものとする。

### 4 周 知

3(1)の公示することとなるものを提出した課等は、デジタル・ディバイドにも配慮し、新聞・雑誌・広報誌への掲載、報道発表等インターネット以外の方法による周知・情報提供に努めるものとする。

### 5 命令等の制定に当たっての提出意見の考慮等

- (1) 意見公募手続（委員会等の意見公募手続に準じた手続を含む。）を経て命令等を定める際の起案に当たっては、原則として公示することとなる提出意見を考慮した結果及びその理由を添付することとし、当該起案を行う課等が防衛省本省の内部部局の課等の場合は、決裁を終える前に、定めようとする命令等について、大臣官房企画評価課の確認を受けるものとする。
- (2) (1)の起案を行う課等が防衛省本省の内部部局以外の防衛省に置かれる機関（防衛装備庁及びこれに置かれる機関を除く。）の課等の場合は、当該課等と防衛省本省の内部部局担当部署とが相談の上、結果の公示が命令等の公布又は制定と同日又はそれ以前となるよう措置するものとする。
- (3) 結果の公示がやむを得ない理由により命令等の公布又は制定よりも遅れる場合は、(1)の起案を行う課等が防衛省本省の内部部局の課等の場合は当該課等が、防衛省本省の内部部局以外の防衛省に置かれる機関（防衛装備庁及びこれに置かれる機関を除く。）の課等の場合は当該課等と防衛省本省の内部部局担当部署とが相談の上、当該防衛省本省の内部部局担当部署が、その理由及び公示日の目途を明らかにするものとする。
- (4) 提出意見が多数（100件以上）に上る案件について、改善指針2.(2)の大  
臣、副大臣又は大臣政務官の確認を得る必要があるか否か及び確認を得るべき政務の範囲の判断並びにその確認を得る手続は、(1)の起案を行う課等が防衛省本省の内部部局の課等の場合は当該課等が、防衛省本省の内部部局以外の防

衛省に置かれる機関（防衛装備庁及びこれに置かれる機関を除く。）の課等の場合は当該課等と防衛省本省の内部部局担当部署とが相談の上、当該防衛省本省の内部部局担当部署が行うものとする。

(5) (1)の起案を行った課等は、決裁を終えた後、命令等を定めた旨を当該命令等を定めた文書を添えて大臣官房企画評価課に連絡するものとする。

## 6 その他

### (1) 適用期日

ア この留意事項は、令和5年7月1日から適用する。

イ 命令等の立案から制定までの事務が令和5年7月1日をまたぐ場合であっても、可能な限りこの留意事項に基づくものとする。

### (2) 防衛装備庁における意見公募手続等

ア 1から5までについては、防衛装備庁（これに置かれる機関を含む。以下同じ。）には適用しない。

イ 防衛装備庁において意見公募手続（委員会等の意見公募手続に準じた手続を含む。）又は結果の公示を実施する場合、防衛装備庁の担当課等は、公示することとなるものを大臣官房企画評価課及び整備計画局サイバー整備課に提出するものとする。

ウ 整備計画局サイバー整備課は、イの提出を受けた場合、当該提出を受けたものを「電子政府の総合窓口」のウェブサイト（[www.e-gov.go.jp](http://www.e-gov.go.jp)）に掲載して公示するものとする。

エ 防衛装備庁において意見公募手続（委員会等の意見公募手続に準じた手続を含む。）を経て命令等を定める場合、防衛装備庁の担当課等は、命令等を定める旨を当該命令等を定めた文書を添えて大臣官房企画評価課に連絡するものとする。

オ イからエまでのほか、防衛装備庁における意見公募手続、命令等の制定に当たっての提出意見の考慮等及び結果の公示については、防衛装備庁がこの留意事項に準じて定めるところによるものとする。

### (3) 照会等対応窓口

防衛省及び防衛装備庁並びにこれらに置かれる機関における照会等対応窓口（運用指針にある照会等対応窓口をいう。）は、大臣官房企画評価課とする。

### (4) 文書管理

意見公募手続及び結果の公示関連の文書の取扱いについては、通常の紙や電子媒体の行政文書と同様に防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第

15号) 等によるものとする。

(5) 細部事項

この留意事項に定めるもののほか、細部事項については大臣官房企画評価課から別に示すものとする。